

# くらしのガイド

## 市や国、道からのお知らせ



### 住まい



忘れずに納めましょう

国民健康保険税（普通徴収第10期）の納期限は3月31日（火）です。

納付には口座振替やコンビニエンスストア払いが便利です。  
問い合わせ 国民健康保険G  
(☎011771)

### 監査結果と措置状況を公表しています

平成26年度定期監査及び財政的援助団体等監査の結果、並びに指摘事項の措置状況報告は、市役所前掲示場で公表しました。市ホームページでも閲覧できます。

・監査執行者 登別市監査委員  
三浦忠夫・山口賢治

問い合わせ 札幌道税事務所  
自動車税部 (☎011-746-1119)

### 平成27年度のごみの収集体制

平成27年4月1日から平成28年3月31日までのごみ収集は、今号の広報の「ぼりべつ」に折り込みしている『家庭ごみ収集カレンダー』のとおり実施します。  
また、『家庭ごみ収集カレンダー』と分別の仕方をまとめた『ごみ分別辞典』は、市役所と各支所でも配布しています。  
※詳しくは問い合わせください。  
問い合わせ 環境対策G（クリンクルセンター内・☎02958）



## 4月の粗大ごみ収集

申し込み (有)登和清掃 (☎0200)

※土・日曜日、祝日を除く9時～17時。  
※電話のかけ間違いに十分注意してください。

地区	収集期間	申込期間
青葉町、緑町、鉦山町、川上町	3月30日(月)～4月4日(土)	3月16日(月)～3月27日(金)
カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町	4月6日(月)～4月11日(土)	3月23日(月)～4月3日(金)
美園町4～6丁目	4月13日(月)～4月18日(土)	3月30日(月)～4月10日(金)
富浦町1～5丁目、幸町、登別本町、登別港町	4月20日(月)～4月25日(土)	4月6日(月)～4月17日(金)
片倉町、新栄町、札内町、来馬町、富浦町(1～5丁目を除く)	4月27日(月)～5月2日(土)	4月13日(月)～4月24日(金)

※粗大ごみは、1品ごとに『ごみ処理券（1枚160円）』を貼って出してください。（1回につき5品まで）

問い合わせ 環境対策グループ  
(クリンクルセンター内・☎02958)

納税者が固定資産税の対象となる土地や家屋の評価額を、ほかの土地や家屋と比較して適正であるかを確認していただくため、土地・家屋価格等縦覧帳簿

### 平成27年度固定資産税に係る土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧することが出来ます。  
期間 4月1日(水)～6月1日(月)  
場所 税務グループ  
対象 固定資産税の納税者  
※本人や法人の代表者以外の方が縦覧するときは、委任状が必要で  
※縦覧には本人確認書類（身分証明書や運転免許証、納税通知書など）が必要です。  
※縦覧期間中は、自己資産の固定資産課税台帳も無料で閲覧できます。  
問い合わせ 税務G  
(☎01155)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です

法律相談いたします

**初回相談無料！  
お気軽にご相談を！**

不動産の相続登記・名義変更手続  
会社の設立・役員変更登記・定款作成  
過払金返還請求・債務整理・破産手続

まずはお電話！ TEL0143-81-2000  
HP: <http://www.kurosaki-office.com>

**黒崎司法書士事務所**

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

『かめだ・わんパーク』  
使用日変更のお知らせ

4月から、『かめだ・わんパーク』の使用日が変更になります。

開放日・時間

・一般使用日 毎週月・水・金 曜日10時～15時

※20人以上で占用して使用する場合は、使用希望日の1カ月前までにお申し込みください。

・富岸子育てひろば使用日

毎週火・木・土曜日10時～15時  
※一般の方（6歳未満の子どもの保護者）も利用することができません。

休館日 日曜日、祝日

問い合わせ 亀田記念公園管理事務所（☎02511）

青少年がスマートフォンを安全・安心に使うために

18歳未満の子どもがスマートフォンを利用するときは、『利用時期の見極め』と『保護者の見守り』が大切です。

1. 利用時期の見極め

スマートフォンは、アプリケーションで多様な使い方がで

きるため、ルールやマナーを守る社会性、責任感、自制心などが必要です。子どもの年齢や成長に合わせて、保護者の方が利用時期を見極め、子ども向けスマートフォン或利用やフィタリング・機能制限など、適切な対応を行ってください。

2. 保護者の見守り

スマートフォンのアプリケーション利用は、個人の利用者情報の送信を伴うことが多く、利用規約をよく読んで確認し、納得して利用する必要があります。

ダウンロード・購入に一定のルールを設ける、判断が必要なメッセージが画面に出たら保護者に聞くよう促すなど、何でも気軽に相談できる親子関係づくりと日頃のコミュニケーションが大切です。

問い合わせ 総務省北海道総合通信局（☎011-709-2311）

浄化槽管理者は法定検査を受けましょう

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流せるかを確認するため、浄化槽管理者に義務付けら

れています。必ず受検しましょう。

問い合わせ 環境対策G（クリンクルセンター内・☎02958）

屋外スピーカーの試験放送を実施します

市は、防災行政無線屋外スピーカーの設置が完了したため、試験放送を実施します。

試験放送では、地区ごとに屋外スピーカーから放送を行い、音の到達範囲を調査します。

詳しくは、町内会などの回覧やホームページをご覧ください。各地域の皆さんには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期間 3月13日（金）～27日（金）9時～17時

問い合わせ 総務G（☎01130）



平成26年11月から12月にかけて公募したパブリックコメント（意見公募）の実施結果をお知らせします

パブリックコメント制度に基づき、平成26年11月から12月にかけて市が作成した案について意見を公募しました。

寄せられた意見とそれに対する市の考え方は、市ホームページに掲載しているほか、市役所1階市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、意見募集の各担当グループに閲覧ファイルを備え付けています。

問い合わせ

- 健康推進グループ（☎0100）
- 環境対策グループ（クリンクルセンター内・☎2958）
- 高齢・介護グループ（☎5720）
- 障害福祉グループ（☎3732）
- 総務グループ（☎1130）
- 社会福祉グループ（☎1911）

案件名	意見件数	担当グループ
登別市健康増進計画（第2期）健康のほりべつ21（案）	0件	健康推進グループ
登別市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	1件	
登別市一般廃棄物処理基本計画（案）	3件	環境対策グループ
登別市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例（案）	0件	高齢・介護グループ
登別市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）	0件	
（仮称）登別市障がい者支援プラン（案）	6件	障害福祉グループ
登別市行政手続条例の一部改正（案）	0件	総務グループ
第6期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）	2件	社会福祉グループ

**灯油タンクからの油漏れにご注意ください**

市内で、灯油タンクの配管の亀裂などによる油漏れが発生しています。

流出した油が地下に浸透し、河川や農業用水に流出すると、水質汚染や農業被害などを引き起こす恐れがあります。

事故を未然に防ぐために、日頃から次のことに注意して点検・メンテナンスなどを行ってください。

- ・灯油タンクと配管の接続部分に緩みなどはないか
- ・配管の腐食や亀裂などの異常はないか
- ・灯油が早く減っていないか
- ・家屋内や周辺が油臭くないか

**問い合わせ** 環境対策グループ  
(クリンクルセンター内・☎

☎2958)



**募集**

**小・中学生の就学を援助します**

市は、小・中学生の子どもを持つ家庭への経済的支援として、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

※世帯の収入状況などにより援助の可否を審査するため、認定されない場合があります。

**問い合わせ** 在学中・入学予定の学校、学校教育G (☎☎162)

**第6回就職セミナー**

**日時** 3月18日(水)13時30分～16時30分

**場所** 職業訓練センター

**内容** ジョブカード作成後の職務経歴書・履歴書の書き方、就職活動の実際などについて

**定員** 20人(申し込み順)

※詳しくは問い合わせください。

**申し込み** 3月13日(金)までに登

別職業訓練協会 (☎☎1450)

**<こんなときには国民年金の手続きが必要です>**

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになっています。

国民年金の加入種別は、ご本人や配偶者の就職・転職・結婚などで変わることがあり、その場合は手続きが必要です。

手続きをしなかった場合、基礎年金(老齢・障害・遺族)を受け取れなくなることもあるため、必ず手続きをしましょう。

▶**問い合わせ** 年金・長寿医療グループ (☎☎2137)

**加入の種別**

- ・第1号被保険者…自営業者や学生など
- ・第2号被保険者…厚生年金や共済年金の加入者
- ・第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者(収入が一定額を超えない方)

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
年金受給資格がある第2号被保険者(配偶者)が65歳になり、その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき		
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です